

第三次 東大和市男女共同参画 推進計画

概要版



令和3年3月

東大和市

計画策定の背景と目的

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

当市では、平成13年に「東大和市男女共同参画都市宣言」を行い、同年に「東大和市男女共同参画計画」を策定しました。平成17年には「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」を制定したほか、平成23年に「第二次東大和市男女共同参画推進計画」を策定、中間年の平成27年に見直しを行い、「第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）」により、男女共同参画の推進に取り組んできました。

この計画の成果と課題を踏まえるとともに、新たな課題に対応していくため、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

また、平成27年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、そのうちの持続可能な開発目標（SDGs）では「ジェンダー平等を実現しよう」のほか、男女共同参画に関連する意欲目標が掲げられました。



本計画と関連のあるSDGsの目標5

計画の性格と期間

- 男女共同参画社会の実現に向けて、市が行う施策の基本的方向を明らかにしたものです。
- 「男女共同参画社会基本法」及び「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための個別計画です。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第5次男女共同参画基本計画」並びに東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」を踏まえるとともに、市の「東大和市総合計画『第二次基本構想（改訂）及び第四次基本計画』」、「第三次基本構想」等との整合を図っています。
- 本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、5年後に見直しを行うものとします。

目標

1
ともに個性と能力を
発揮できる社会の実現※1

2
互いの人権を尊重できる
環境づくり

3
男女共同参画社会実現に向けた
推進体制の整備・充実

施策の体系

課題

施策の方向性

施策

1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援

1 妊娠・出産・子育てに対する支援

- 1 多様なニーズに応じた保育・子育て支援環境の充実
- 2 父親の家事・育児等への参画促進
- 3 男女がともに取り組む家庭教育への支援
- 4 地域における子育て支援体制の充実

2 介護環境の整備・支援

- 1 介護離職の防止に向けた環境整備
- 2 地域における高齢者の見守り体制の充実

2 働く場における男女共同参画の推進

1 働き方改革・多様な働き方の実現

- 1 男女がともに働きやすい職場環境の実現

2 女性の就業継続やキャリア形成支援

- 1 女性の就業継続やキャリア形成支援
- 2 女性の職域拡大・登用促進

3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進

1 地域活動への参画促進

- 1 男女双方の視点に立った地域活動の推進
- 2 防災分野への女性の参画

2 意思決定の場への参画促進

- 1 地域活動の活性化

1 配偶者等からの暴力の防止※2

1 暴力防止に向けた啓発

- 1 暴力に対する認識を高める周知・普及
- 2 各種ハラスメント・ストーカー行為の防止

2 相談と支援体制の充実

- 1 支援に結びつけるための情報提供
- 2 被害者に寄り添った相談支援体制の充実
- 3 被害者の安全の確保・保護

2 配慮が必要な人への支援

1 ひとり親家庭・外国籍市民への支援

- 1 様々な理由により生活上の困難に直面している人が、地域社会から孤立しないための支援

3 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重

1 生涯を通じた男女の健康支援

- 1 性と生殖に関する正しい知識の普及
- 2 健康支援・疾病予防

2 性的少数者への理解促進

- 1 性的少数者に関する啓発機会の充実

1 男女平等の意識づくり

1 男女平等の意識づくり

- 1 男女共同参画に関する意識啓発

2 男女共同参画に関する学習機会の提供

- 1 男女共同参画に関する学習機会の提供

2 男女平等に向けた教育の推進

1 教育の場における男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- 2 能力や適性に応じた選択をするための教育の推進

3 計画の推進体制・進捗管理

1 庁内における男女共同参画の推進

- 1 職員の男女共同参画意識の醸成
- 2 女性職員の活躍推進
- 3 審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進

2 計画の推進・進捗管理

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 男女共同参画推進計画の進捗管理
- 3 調査研究及び情報収集

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

計画の内容

目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現

課題1 ワーク・ライフ・バランスを実現する子育て・介護支援

施策の方向性 ① 妊娠・出産・子育てに対する支援

男女がともに妊娠・出産・育児の不安と喜びを互いに分かち合い、行政や地域、身近な人の支援を受けながら、仕事と子育てを両立し、その希望を実現できる社会を目指します。

施策

- 1 多様なニーズに応じた保育・子育て支援環境の充実
- 2 父親の家事・育児等への参画促進
- 3 男女がともに取り組む家庭教育への支援
- 4 地域における子育て支援体制の充実

施策の方向性 ② 介護環境の整備・支援

全国的に少子高齢化が進むなか、各家庭が介護の問題に直面した時でも、行政や地域、身近な人の支援を受けながら、男女がともに仕事と介護を両立し、その希望を実現できる社会を目指します。

施策

- 1 介護離職の防止に向けた環境整備
- 2 地域における高齢者の見守り体制の充実

課題2 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性 ① 働き方改革・多様な働き方の実現

男女がともにその個性と能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境と希望に応じたワーク・ライフ・バランスを実現することができる社会を目指します。

施策

- 1 男女がともに働きやすい職場環境の実現

施策の方向性 ② 女性の就業継続やキャリア形成支援

家庭や企業、行政が、女性の活躍を後押しし、チャレンジできる機会を拡大することで、多様な視点が確保され、豊かで活力ある持続可能な社会の実現を目指します。

施策

- 1 女性の就業継続やキャリア形成支援
- 2 女性の職域拡大・登用促進

課題3 地域活動・意思決定の場への男女共同参画の推進

施策の方向性 ① 地域活動への参画促進

地域住民が主体となって取り組む活動に対し、家庭や地域の協力のもと、性別や年代を問わずあらゆる立場の人が参画することで、多様な視点を取り入れながらその責任を分かち合うことのできる社会の実現を目指します。

また、災害による緊急時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、避難所における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に立った安全・安心の確保を目指します。

施策

- 1 男女双方の視点に立った地域活動の推進
- 2 防災分野への女性の参画

施策の方向性 ② 意思決定の場への参画促進

自治会活動やイベントの実行委員会など、意思決定の過程に、あらゆる立場の人が平等な立場で参画し、多様な意見を反映することでよりよいものへと発展させていくことのできる地域社会の実現を目指します。

施策

- 1 地域活動の活性化

目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり

課題1 配偶者等からの暴力の防止

施策の方向性 ① 暴力防止に向けた啓発

配偶者等からの暴力は、家庭や外部から発見困難な身近な人同士の間で行われることが多く、また、被害者本人からの訴えが基本であるため、問題が潜在化しやすい傾向があります。市民一人ひとりが、配偶者等からの身体的・精神的・性的暴力を含むあらゆる暴力は人権侵害であるという正しい認識を持ち、その根絶に向けて地域、行政、関係機関が連携して取り組むことができる社会の実現を目指します。

施策

- 1 暴力に対する認識を高める周知・普及
- 2 各種ハラスメント・ストーカー行為の防止

施策の方向性 ② 相談と支援体制の充実

被害者にとって市町村は、最も身近な行政機関としての役割を担っており、支援の入口となるよう市職員が共通認識を持ち、迅速かつ適切な支援へつなぐための連携体制が重要となります。

配偶者等からの暴力の被害者が一人で悩まず周りの人や専門機関、警察署に相談できるような環境と、被害者に寄り添い、迅速な保護と支援を行うことのできる体制を目指します。

施策

- 1 支援に結びつけるための情報提供
- 2 被害者に寄り添った相談支援体制の充実
- 3 被害者の安全の確保・保護

課題2 配慮が必要な人への支援

施策の方向性 ① ひとり親家庭・外国籍市民への支援

女性は出産・育児等による就業の中断や、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。ひとり親家庭や、外国籍市民、外国をルーツとする市民などが、様々な事情により生活上の困難に直面しても、地域や行政に頼ることができ、安定した生活の場と、自立に向けた支援を確保できる社会の実現を目指します。

施策

- 1 様々な理由により生活上の困難に直面している人が、地域社会から孤立しないための支援

課題3 生涯を通じた健康支援と多様な性の尊重

施策の方向性 ① 生涯を通じた男女の健康支援

一人ひとりの性と生殖に関する自己決定権が保障され、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いに思いやりを持って生きる社会の実現を目指します。

施策

- 1 性と生殖に関する正しい知識の普及
- 2 健康支援・疾病予防

施策の方向性 ② 性的少数者への理解促進

「性的少数者」^{※3}などと呼ばれている人たちは「自分を偽ることなく生きたい」と周囲に公表する人やしない人、悩み、抱え込んでしまう人など、様々な立場があるとされています。

一人ひとりが多様な性に関する知識を持ち、身の回りの習慣や常識となっている考え方を見直すことで、誰もが性別に起因する差別や偏見に苦しむことなく、多様な性のあり方を尊重できる社会の実現を目指します。

施策

- 1 性的少数者に関する啓発機会の充実

※3 身体の性（出生時に判定された性別）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）など、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

目標 3

男女共同参画社会実現に向けた 推進体制の整備・充実

課題 1 男女平等の意識づくり

施策の方向性 ① 男女平等の意識づくり

東大和市男女共同参画都市宣言の趣旨に基づき、市民一人ひとりが、男女共同参画に関する情報への関心を高め、家庭や職場、地域などあらゆる場面においてその意義を認識し、行動することができる、男女共同参画社会の実現を目指します。

施策

1 男女共同参画に関する意識啓発

施策の方向性 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供

固定的な性別役割分担意識や、性別による不公平感、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※4」は、男女の生き方を固定し、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっています。

男女共同参画に関する学習機会を得ることで、市民一人ひとりが自分の家庭や地域、職場の価値観やあるべき姿について、都度見直し、協議できるような社会の実現を目指します。

施策

1 男女共同参画に関する学習機会の提供

※4 自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと。

課題 2 男女平等に向けた教育の推進

施策の方向性 ① 教育の場における男女共同参画の推進

幼少期からの人権尊重の意識や価値観の形成にあたっては、教育の場は重要な役割を担っています。「男らしさ」「女らしさ」など性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」にとらわれず、進路や職業の選択を阻害することなく、教職員や周囲の大人が子どもの個性を尊重し、支え合うことができる社会の実現を目指します。

施策

- 1 男女共同参画の視点に立った教育の推進
- 2 能力や適性に応じた選択をするための教育の推進

課題3 計画の推進体制・進捗管理

施策の方向性 ① 庁内における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進していくうえで行政の果たす役割は大きいことから、すべての職員が共通認識を持ち、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

施策

- 1 職員の男女共同参画意識の醸成
- 2 女性職員の活躍推進
- 3 審議会等政策決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向性 ② 計画の推進・進捗管理

行政をはじめ、市民や家庭、企業、地域などのあらゆる主体が、本計画の着実な推進と男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

施策

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 男女共同参画推進計画の進捗管理
- 3 調査研究及び情報収集

■ 本計画の進捗管理イメージ

本計画の推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて、各施策に基づき取り組む事業を年度ごとに定めるとともに、取り組んだ結果に対する評価を行います。

結果は、庁内関係組織によって構成される「東大和市男女共同参画推進計画連絡会議」及び学識経験者や市内事業者、市民等によって構成される「東大和市男女共同参画推進審議会」にて評価・検証を行い、年次報告書としてとりまとめ、さらに次の年度の推進に活かします。



第三次東大和市男女共同参画推進計画 概要版

発行：東大和市 市民部 地域振興課
〒207-8585 東京都東大和市中央3-930
電話：042-563-2111 (代表)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。